

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都民の日に利用料、利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……………

……………(生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課)……………

○鳥獣捕獲等事業の変更認定……………

……………(環境局自然環境部計画課)……………

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

告示

●東京都告示第千七百七十九号

都民の日条例(昭和二十七年東京都条例第七十五号)第

四条の規定に基づき、令和四年都民の日に利用料、利用料

金及び使用料(定期入場券を除く。)を免除する都の施設

を次のように指定する。

令和四年八月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 利用料を免除する施設

東京港野鳥公園

二 利用料金(一)から(九)までは、東京都立公園条例施行規

則(昭和三十三年東京都規則第三十七号。以下「規則」

という。)別表第六 三の項に規定する入場料に限

る。)を免除する施設

(一) 浜離宮恩賜庭園

(二) 旧芝離宮恩賜庭園

(三) 小石川後樂園

(四) 六義園

(五) 旧岩崎邸庭園

(六) 向島百花園

(七) 清澄庭園

(八) 旧古河庭園

(九) 殿ヶ谷戸庭園

(十) 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園

(十一) 東京都写真美術館(収蔵展)

(十二) 東京都現代美術館(常設展)

(十三) 東京都庭園美術館(庭園)

三 使用料(一)から(六)までは、規則別表第五 二の部(二)の

項から(五)の項までに規定する入場料に限る。)を免除す

る施設

(一) 神代植物公園

(二) 多摩動物公園

(三) 恩賜上野動物園

(四) 葛西臨海水族園

(五) 井の頭自然文化園

(六) 夢の島熱帯植物館

●東京都告示第千八百十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十

八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、

法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の第五

二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事

業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)につ

いて次のとおり告示する。

令和四年八月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社野生動物保護管理事務所

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所

八王子市小宮町九百二十二番地七

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 濱崎 伸一郎

四 その他

一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の第五

一項第二号に掲げる基準に適合する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年八月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
青梅市谷野五番一、六番二、
同番三及び七番二

許可を受けた者の
住所及び氏名
青梅市野上町三丁目八番地
の四
丸和産業株式会社
代表取締役 塩野 仁史

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

